

日本産酒類の輸出促進に向けた取組



外務省
2019年5月

- 全世界223か所の在外公館等を最大限活用し，以下の取組を実施。



情報発信の強化



輸出環境の整備

【情報発信の強化】

①在外公館における日本産酒類の活用

レセプション等における積極的な活用

- ・在外公館では、任国要人との会食で提供したり、天皇誕生日祝賀レセプション等の大規模行事の際に日本酒で乾杯する等、日本産酒類を積極的にアピールし、行事参加者から高い評価を得ている。東日本大震災後は、特に被災地の日本酒等を積極的に活用中。
- ・外務省では、在外公館からの調達希望を受けてコンクール受賞酒等の日本産酒類を調達・送付。
- ・平成20年からこれまで約125,200本の日本酒を、また、平成20年から約51,300本の日本ワインを送付（平成31年3月時点）。
- ・平成30年度購送数は日本酒約23,300本、日本ワイン約9,800本。
- ・平成29年度より、焼酎・泡盛の調達・送付を開始。平成30年度は約670本の焼酎および約240本の泡盛を送付。

在外公館長に対する研修の実施

- ・在外公館における日本産酒類の活用のための取組の一環として、平成23年から、在外公館長として赴任予定の者及びその配偶者等を対象に、赴任前研修において「日本酒講座」及び「日本ワイン講座」を実施。
- ・同講座については国税庁を始めとした有識者の協力を得て、日本酒及び日本ワインの魅力、会食での活用の方法等について研修を実施。

【情報発信の強化】②外国でのプロモーション

需要喚起

～魅力を知ってもらう～

「沖縄・泡盛PRイベント」

シンガポール, 2018年2月

宮腰内閣総理大臣補佐官出席の下, 日本酒造組合中央会等の協力を得て, 泡盛海外輸出促進プロジェクトのモデル事例として実施。現地沖縄レストランより沖縄料理も提供しつつ, 国税庁, 沖縄県事務所, 泡盛マイスター協会より, 沖縄と泡盛のPRを行った。



販路開拓

～レストラン関係者やバイヤーにターゲットを絞る～

「日本酒プロモーションディナー」

ニュージーランド・ウェリントン, 2018年3月

在ニュージーランド大使公邸にて, JFC社との共催で, 国会議員, 政府関係者, レストラン関係者等を招き, 日本酒プロモーションディナーを開催。

イベント後に, JFC社に対して複数のレストラン関係者等から商談のオファーが寄せられ, ビジネス機会の創出につながった。



輸出拡大

～受注に繋げる～

「奄美の黒糖焼酎のタベ」

ドイツ・ベルリン, 2015年10月

在ドイツ大使公邸にて, 鹿児島県商工会連合会との共催で, ホテル・レストラン, 卸・小売・飲食関係者等を対象に, 奄美の黒糖焼酎をはじめ鹿児島の食材をPRするイベントを開催。

イベント後に複数の酒蔵がドイツの有名レストラン等から受注する等の成果を得られた。



ジャパン・ハウス:

オールジャパンの対外発信拠点。サンパウロ(2017年4月開館), ロサンゼルス(2017年12月部分開館, 2018年8月全館開館), ロンドン(2018年6月開館)に創設。以下のような発信を実施している。

施設内における展示・販売

ジャパン・ハウス内における展示・各種セミナー等の開催。物販スペース等での日本産酒類を含む優れた地方製品の販売。

海外におけるPR拠点

ジャパン・ハウス館内及びHPにおける地方産品等に関する広報。

現地ネットワークの構築

ジャパン・ハウス事務局を介した現地関係団体とコラボレーションした企画の実施, 現地におけるネットワークの構築。



ジャパン・ハウス サンパウロ, ロサンゼルス及びロンドンのレストランで, 日本酒を提供。また, 2018年8月にはサンパウロで, 泡盛と和牛をプロモートするイベントも実施。ロンドンでは, 2018年9月の開館記念行事で日本酒による乾杯を実施。2019年2月には, 国税庁酒税課と連携して, 日本酒セミナーや試飲会といった3日間の酒イベントを開催し, 好評を博した。同年5月にはロンドンクラフトウィーク期間中の5日間, 各酒蔵が館内のショップにおいて試飲会を開催。ロサンゼルスにおいても, 2017年11月の開館前レセプションで焼酎を, 2018年1月の部分開館レセプション及び8月の全館開館記念レセプション・夕食会で日本酒を提供。また, 全館開館記念行事では日本酒の試飲イベントも実施。

外務大臣と地方自治体の首長との共催で、駐日外交団等を飯倉公館に招き、地方の多様な魅力を内外に発信する事業。

➤ 平成27年2月に開始し、これまでに18回実施。

平成27年 2月 3日 京都市
 平成27年 3月12日 福島県
 平成27年 7月23日 広島県・広島市
 平成27年10月27日 三重県
 平成27年11月12日 青森県
 平成28年 2月 9日 香川県
 平成28年 6月 1日 茨城県
 平成28年11月10日 和歌山県

平成29年 2月 1日 佐賀県
 平成29年 3月23日 山口県
 平成29年 7月 3日 福岡県
 平成29年 8月 2日 岡山県
 平成30年 2月19日 高知県
 平成30年 3月23日 北海道
 平成30年12月 7日 福島県
 平成31年 1月30日 鹿児島県
 平成31年 2月19日 愛媛県
 平成31年 3月25日 長崎県

外務大臣及び福島県知事共催レセプション (平成30年12月7日)

外務省飯倉公館にて、「地方創生支援 飯倉公館活用対外発信事業 外務大臣及び福島県知事共催レセプション」が開催され、駐日外交団、駐日外国商工会議所、観光関係者他約300名が参加。本レセプションにおいて、福島県の食や観光、再生可能エネルギー、Jヴィレッジ等のPRを通じ、福島県の復興の現状と将来へのビジョン、同県の様々な魅力を広く発信した。



【輸出環境の整備】

日本企業支援担当官(食産業担当)

- 日本企業支援担当官(食産業担当): 日本の農林水産物・食品の輸出や食産業の海外展開に向けた取組を促進するため、2015年12月に設置。



【設置公館】54か国・地域, 58在外公館等

- ◆アジア 15公館等(インド, インドネシア, カンボジア, シンガポール, タイ, 韓国, 中国, 上海(総領事館), 香港(総領事館), フィリピン, ブルネイ, ベトナム, マレーシア, ミャンマー, 台湾(公益財団法人日本台湾交流協会台北事務所)
- ◆大洋州 2公館(オーストラリア, ニュージーランド)
- ◆北米 4公館(米国, ニューヨーク(総領事館), ロサンゼルス(総領事館), カナダ)
- ◆中南米 4公館(チリ, ブラジル, ペルー, メキシコ)
- ◆欧州 28公館(アイルランド, イタリア, 英国, エストニア, オーストリア, オランダ, ギリシャ, クロアチア, スイス, スウェーデン, スペイン, スロバキア, スロベニア, チェコ, デンマーク, ドイツ, ハンガリー, フィンランド, フランス, ブルガリア, ベルギー, ポーランド, ポルトガル, ラトビア, リトアニア, ルーマニア, ルクセンブルク, ロシア)
- ◆中東 3公館(アラブ首長国連邦, カタール, トルコ)
- ◆アフリカ 2公館(ケニア, 南アフリカ)

* 輸出戦略上の重点国及びTPP参加国等に設置

【輸出環境の整備】

輸入規制の撤廃に向けた働きかけ

- 東日本大震災・東京電力福島第一原発事故後、計81か国・地域で放射性物質に係る輸入規制が導入された。
- 政府として、各国政府等に対し、日本の農林水産物・食品の安全性について正確な情報を発信するとともに、科学的根拠に基づき日本産食品等に対する輸入規制を緩和・撤廃するよう働きかけ。
- このような取組の結果、これまで計31か国・地域が規制を撤廃。48か国・地域（EU加盟28か国，米国，香港等）で規制緩和が実現。
- 他方，韓国，中国，台湾を含む6か国・地域において，輸入停止を含む規制が維持されている。このため，引き続き，輸入規制を維持している国・地域に対し，撤廃に向けた働きかけを政府一体となって粘り強く行っていく。

東京電力福島第一原発事故を受けた諸外国・地域の輸入規制(現状)

令和元年
5月現在

カテゴリー	アジア大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	計
輸入停止を含む規制	韓国 台湾(*5) 中国 香港 マカオ シンガポール						6か国・地域
	6か国・地域						
限定規制 (条件付きで 輸出可) (*1)	フィリピン(*1) インドネシア 仏領ポリネシア ブルネイ	米国(*1)		EU28か国(*2) アイスランド スイス ノルウェー リヒテンシュタイン ロシア	ア首連 レバノン イスラエル	エジプト モロッコ コンゴ(民)	44か国・地域
	4か国・地域	1か国	0か国	33か国	3か国	3か国	
規制撤廃	ミャンマー(H23.6) ニュージーランド(H24.7) マレーシア(H25.3) ベトナム(H25.9) 豪州(H26.1) タイ(H27.5)(*3) インド(H28.2) ネパール(H28.8) パキスタン(H29.10) ニューカレドニア(H30.8)	カナダ(H23.6)	チリ(H23.9) メキシコ(H24.1) ペルー(H24.4) コロンビア(H24.8) エクアドル(H25.4) ポリビア(H27.11) アルゼンチン(H29.12) ブラジル(H30.8)	セルビア(H23.7) ウクライナ(H29.4)	イラク(H26.1) クウェート(H28.5) イラン(H28.12) カタール(H29.4) サウジアラビア(H29.11) トルコ(H30.2) オマーン(H30.12) バーレーン(H31.3)	ギニア(H24.6) モーリシャス(H28.12)	31か国・地域
	10か国	1か国	8か国	2か国	8か国	2か国	

81か国・地域

(*1) 輸入停止を含まないが証明書要求等の措置を講じている国・地域を「限定規制」と分類している(ただし、フィリピン、米国の2か国については、輸入停止を含む措置が含まれているが、対象品目は日本の出荷制限品目を基準としているため、「限定規制」に分類。)。なお、各カテゴリーの中でも規制の内容や対象地域・品目は国・地域ごとに異なる。

(*2) EUは、EU加盟28か国で同一の規制が課されている。
 (*3) タイは野生動物(イノシシ、ヤマドリ、シカ)の肉を除いて規制を撤廃。
 (*4) 下線を引いている国・地域は、震災後に一定の規制緩和が実現したことのある国・地域。
 (*5) 台湾では、福島県、栃木県、群馬県、茨城県、千葉県で生産・加工された全ての食品(酒類を除く)が輸入停止対象とされており(他42都道府県の産品は証明書の添付が求

められる等の限定的な規制)、2018年11月、上記の5県に対する輸入停止措置の継続が公民投票により成立。関連法令は、公民投票結果の確定から2年間にわたり、同結果に反する政策を採ってはならない旨規定している。

(参考: 各国の輸入規制の国際法上の根拠)
 WTOの衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)上、各加盟国は、科学的な原則に基づき、人の生命又は健康等を保護するために必要な措置をとることができる。国際的な基準等に基づいて措置を取るのが原則とされているが、科学的に正当な理由がある場合等には、国際的な基準より厳しい措置を取ることも可能とされている。

東京電力福島第一原発事故を受けた諸外国・地域の輸入規制(緩和・撤廃の動向)

撤廃年月	国名
2011年 6月	カナダ
6月	ミャンマー
7月	セルビア
9月	チリ
2012年 1月	メキシコ
4月	ペルー
6月	ギニア
7月	ニュージーランド
8月	コロンビア
2013年 3月	マレーシア
4月	エクアドル
9月	ベトナム
2014年 1月	イラク
1月	豪州
2015年 5月	タイ ※一部野生動物肉除く
11月	ポリビア
2016年 2月	インド
5月	クウェート
8月	ネパール
12月	イラン
12月	モリシャス
2017年 4月	カタール
4月	ウクライナ
10月	パキスタン
11月	サウジアラビア
12月	アルゼンチン
2018年 2月	トルコ
7月	ニューカレドニア
8月	ブラジル
12月	オマーン
2019年 3月	バーレーン

緩和年月	国・地域名	緩和の主な内容	令和元年 5月現在
2014年 6月	シンガポール	・輸入停止(福島県)→産地証明書添付で輸入可能(福島県の一部除く) ・検査証明書の対象地域及び対象品目が縮小(8都県→3県)	
11月	サウジアラビア	・輸入停止(12都県の全食品)→検査証明書等添付で輸入可能(47都道府県)	
12月	バーレーン	・検査報告書(47都道府県)→輸出実績証明書で輸入可能	
12月	米国	・検査報告書(3県)の対象品目が縮小	
12月	オマーン	・検査報告書(47都道府県)→輸出実績証明書で輸入可能	
2015年 2月	ブルネイ	・輸入停止(福島県)→検査証明書添付で輸入可能(一部品目を除く) ・検査証明書(福島県以外)→産地証明書(福島県以外)	
3, 4, 5, 8月	米国	・日本で出荷制限措置が解除された品目について、順次輸入停止を解除	
7月	ロシア	・輸入停止(8県の水産物)→青森県を解除(検査証明書添付で輸入可能)	
2016年 1月	EU加盟28か国	・検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小 (福島県の野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等を検査証明対象から除外等)	
1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 12月	米国	・日本で出荷制限措置が解除された品目について、順次輸入停止を解除	
2月	※スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン	・2016年1月のEUの規制緩和に準じた規制緩和を実施	
3月	エジプト	・検査証明書の対象地域・品目を変更(11都県の全ての食品・飼料→7県の水産物)	
6月	ブルネイ	・輸入停止(福島県の食肉、野菜、果物、水産物、牛乳・乳製品) →検査証明書添付で輸入可能(福島県の全食品が検査証明書の対象に)	
6月, 9月	仏領ポリネシア	・2016年1月のEUの改正内容と同様の改正を実施(9月)	
7月	イスラエル	・輸入時サンプル検査の対象果及び対象品目が縮小	
7月	カタール	・検査報告書(47都道府県)→輸入時サンプル検査	
10月	ニューカレドニア	・輸入停止(12都県産の全食品・飼料)→解除(野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等について証明の添付も不要に)	
12月	UAE	・検査証明書の対象地域が縮小(15県→5県)	
2017年 3月	レバノン	・出荷制限品目の輸入停止が解除(47都道府県の全ての食品・飼料について放射性物質検査報告書の添付で輸出可に)	
4月	ロシア	・青森県所在施設での水産物について、検査証明書の添付が不要に	
9月	米国	・福島県等5県産の牛乳・乳製品について、輸入時の(放射性物質に係る)安全性証明が不要に ・輸入停止(福島県等)→一部の品目の解除等	
12月	EU加盟28か国 ※上記EFTA加盟国もEUに準じた緩和を実施。	・検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小 (福島県のコム等を検査証明対象から除外 等)	
2018年 1月	トルコ	・トルコにて実施される放射性物質についての全ロット検査の対象から切り花、盆栽などの植物を除外	
3月, 6月, 11月	米国	・栃木県産のクリ、福島県産のキツネメバル、シロメバル、スズキ、宮城県産のクサソテツの輸入停止措置を解除	
3月, 11月	ロシア	・7県(岩手、宮城、山形、福島、茨城、千葉、新潟): 輸入停止措置を解除(ロシアにて、サンプル検査を実施)	
5月	UAE	・放射性物質検査報告書及び産地証明書の提出(福島県以外は不要に)	
7月	シンガポール	・全食品及び畜産品について、輸入停止の対象地域の縮小(福島県10市町村→7市町村)	
7月	香港	・4県(茨城、栃木、群馬及び千葉)産について、放射性物質検査証明書及び輸出事業者証明書の添付を条件に輸入停止措置を解除	
11月	中国	・新潟県産米の輸入停止措置を解除。	
2019年 3月	シンガポール	・放射性物質検査証明書の添付不要に ・産地証明書の添付不要に(ただし、インボイスに品目毎に原産の都道府県名(福島県は市町村名まで)及び数量を英語で正確に記載する必要あり)	